

生活保護制度

- ・被保護者（介護保険の被保険者と混同しないように注意）
- ・8つの扶助、給付は現物給付と金銭給付（介護保険は現物給付と償還払い）
- ・④医療扶助と⑤介護扶助は原則は現物給付（介護保険で償還払いのものは金銭給付）、それ以外は金銭給付
- ・世帯単位
- ・介護と関係のない住宅の補修は③、介護のための住宅改修は⑤の金銭給付

①生活扶助	日常生活の需要を満たすための給付（飲食物費、被服費、光熱水費、介護保険料）
②教育扶助	義務教育の就学に必要な費用
③住宅扶助	住宅の確保および補修、維持のために必要なもの
④医療扶助	入院・通院による治療費。生活保護法で指定された指定医療機関に委託して行われる
⑤介護扶助	介護保険法に規定する要介護者・要支援者が対象
⑥出産扶助	出産に要する費用
⑦生業扶助	就労のために必要なもの
⑧葬祭扶助	火葬・埋葬・納骨に必要なもの

1

1

生活保護制度

- ・生活保護と介護保険との関係は以下の3タイプ
- ・8つの扶助のどれになるのかは番号で考えると分かりやすい（①も⑤もどちらも生活保護）

	65歳以上の被保護者 (1号被保険者○)	40歳以上64歳以下の被保護者	
		医療保険加入 (2号被保険者○)	医療保険未加入 (2号被保険者×)
保険料	生保①	自分で支払っている	被保険者ではないので 保険料発生しない
介護保険	介護保険＞生活保護 9割	介護保険＞生活保護 9割	生活保護 10割
自己負担分	生保⑤（1割）	生保⑤（1割）	生保⑤（10割）

2

2

では、被保護者が介護保険施設に入所した場合はどうなるか？

- ・ 保険料は生活保護①
- ・ 基本サービスの利用者負担分（黒） →生活保護⑤
- ・ 食費・居住費（青）
特定入所者介護サービス費で賄われない自己負担分 →生活保護⑤
- ・ 日常生活費（黄） →生活保護①



3

3

被保護者が受ける介護サービスと介護保険との違い

サービス内容

- ・ 介護保険のサービスとほぼ同じ（移送が加わる）
- ・ 移送とは？：介護サービスの利用に伴う交通費

(要支援)要介護認定

- ・ 介護保険の被保険者○ →介護保険法で行う
- ・ 介護保険の被保険者✕ →生活保護法で独自に行う（介護認定審査会に審査・判定は委託）

指定介護機関

- ・ 介護保険法の指定＋生活保護法の指定を受けた指定介護機関に委託して行われる

4

4

問題 58 生活保護制度について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 すべての被保護者に対する要介護認定は、介護扶助の必要性を判断するため、生活保護制度で独自に行う。
- 2 生活に困窮する外国人は、生活保護の取扱いに準じて必要な保護を受けることができる。
- 3 居宅介護支援事業所が生活保護受給者に対して居宅介護支援を行う場合には、介護保険法の指定のほかに、生活保護法による指定を受ける必要がある。
- 4 葬祭扶助は、原則として、現物給付である。
- 5 福祉事務所で生活保護を担当する査察指導員と現業員は、社会福祉主事であればならない。

5

5

問題 59 生活保護制度について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 医療扶助は、原則として、指定医療機関に委託して行われ、一部負担相当額は金銭給付として被保護者に支給される。
- 2 介護施設入所者基本生活費は、生活扶助として給付される。
- 3 生活保護は、原則として、個人を単位として行われる。
- 4 生活保護の補足性の原理により、介護扶助よりも介護保険の保険給付が優先して給付される。
- 5 要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

6

6

問題 59 生活保護制度について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 介護扶助は、原則として金銭給付であり、これができない場合に現物給付を行うことができる。
- 2 生活保護の申請は、同居している親族も行うことができる。
- 3 住宅扶助には、家賃だけでなく、老朽化に伴う住宅を維持するための補修費用も含まれる。
- 4 生活保護受給者である介護保険の第1号被保険者の介護保険料は、年金から特別徴収される場合以外は、生活扶助の介護保険料加算の対象となる。
- 5 介護施設入所者基本生活費は、介護扶助として給付される。